



平成30年度

# 藤沢市家庭的保育事業等指導監査

## 実施結果報告書（概要版）

（令和2年3月）

藤沢市 子ども青少年部

子育て企画課 総務・監査担当

## 1 家庭的保育事業等指導監査の概要

### (1) 基本方針

家庭的保育事業及び小規模保育事業（以下「家庭的保育事業等」という。）を利用する児童及び保護者の安心、安全と事業の適切かつ継続的な運営を担保するため、児童福祉法、藤沢市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例（以下「基準条例」という。）等の関係法令、通知及び藤沢市家庭的保育事業等指導監査実施要綱（以下「実施要綱」という。）等（以下「法令等」という。）に基づき、平成30年度藤沢市家庭的保育事業等指導監査実施計画（以下「実施計画」という。）に定める重点事項を中心に、施設の安全・衛生管理、保育の計画及び職員の適正配置等について実地検査を実施し、改善を要する項目について指摘や助言等の指導を行いました。

### (2) 重点事項

次に掲げる重点事項については、年度当初に実施計画の一部として事業者にも周知し、指導監査において、法令等に明確に実施義務を示す規定がなくても、実施することが望ましいと判断した場合には「助言」として指導を行い、保育の質の向上を図りました。

#### ア 施設の安全・衛生管理

日常的に安全点検を実施しており、保育室や屋外遊技場等に危険箇所がないか。また、日常的に衛生点検を実施しており、適切な方法で保育室等の衛生管理を行っているか。

#### イ 帳簿の整備

労働基準法に基づき、労働者名簿、出勤簿、及び賃金台帳等の職員に関する帳簿を整備しているか。また、予算書及び決算書等の財産・収支に関する帳簿を事業所ごとに整備しているか。

#### ウ 保育の計画及び自己評価

保育士等による自己評価を実施し、専門性の向上や保育実践の改善に努めているか。また、保育の計画の展開や保育士等の自己評価を踏まえ、事業所の保育の内容等について自ら評価を行い、保育の質の向上に努めているか。

#### エ 食事の提供

食材の管理及び調理、並びに調理室及び調理設備等の衛生管理が、適切な方法で実施され、実施状況が記録されているか。

### (3) 実施状況

平成30年度家庭的保育事業等指導監査の実施状況は、表1のとおりです。市が認可した全ての家庭的保育事業（4事業者、4事業所）及び小規模保育事業（11事業者、16事業所）における法令等に基づく保育実践及び事業運営の状況について、実地にて一般指導監査を実施しました。

なお、通報、苦情、相談等に基づく情報により、具体的な事業運営の不正又は著しい不当を把握することができ、又は違反が疑われる場合等に行うことができる「特別指導監査」を実施した例はありませんでした。

表1 平成30年度家庭的保育事業等指導監査の実施状況

実施日	施設名称	事業区分	事業者
7月13日	湘南クレヨン保育園	小規模	個人
7月19日	藤沢よつば保育園第一	小規模	(株)ストーブカンパニー
7月19日	藤沢よつば保育園第二	小規模	(株)ストーブカンパニー
8月3日	湘南台よつば保育園	小規模	(株)ストーブカンパニー
8月8日	さくら保育室	家庭的	個人
8月21日	保育ルーム フロール	小規模	個人
9月13日	きっずワンメイト保育園	小規模	(株)コーストプラン
9月13日	きっずワンフレンズ保育園	小規模	(株)コーストプラン
9月14日	ちゅうりっぷ保育室	家庭的	個人
10月16日	ばんび保育室	家庭的	個人
10月18日	マシュマロ保育園	小規模	(有)HARMONIE
10月19日	どれみちやいるど保育室	小規模	(株)オフィス エム
11月12日	どれみチャイルドくらぶ そら	小規模	(株)オフィス エム
11月13日	KIRA☆KIRA☆ROOM	家庭的	個人
12月12日	さくらうみ保育園 鶴沼橋園 ※ 旧 さくらうみ保育園 本園 平成30年10月1日～名称変更	小規模	さくらうみ(株)
12月13日	ブライトキッズ大鋸保育園	小規模	(有)舞来人
12月14日	どれみチャイルドくらぶ にじ	小規模	(株)オフィス エム
1月11日	キッズ大陸mini辻堂園	小規模	(学)三幸学園
1月15日	ニチイキッズ本鶴沼保育園	小規模	(株)ニチイ学館
1月16日	大庭あにまる保育園 ※ 平成30年4月1日開園	小規模	(株)了解

## 2 指導監査の結果

### (1) 主な指摘事項等について

本年度の指導監査において、法令等に対する違反（軽微なものを除く。）があり、文書指摘を行った項目、法令等に対する違反であって軽微なものがあり、全体で3件以上の口頭指摘を行った項目、及びそれぞれの指摘件数は、表2のとおりです。

文書指摘事項については、実施要綱に基づき事業者から改善状況の報告を求めており、全ての指摘事項について既に一定の改善を確認しています。

また、口頭指摘事項については、速やかな改善を求めるとともに、本市基幹保育所の地域支援保育士、家庭的保育支援者、及び監査担当により改善に向けて継続的な指導体制をとっています。

なお、件数の少ない口頭指摘及び助言事項を含む全ての指摘事項等については、該当事業者以外の事業者に対して周知することで、家庭的保育事業等全体の保育の内容及び質の向上、並びに事業運営の適正化を図っています。

表2 主な指摘事項と指摘件数

項 目		文書指摘	口頭指摘
施設設備の安全 ・衛生管理	施設設備の基準	1件	0件
	認可変更の手続き	1件	0件
	施設設備の安全管理	3件	3件
職員の適正配置	職員配置（勤務）	1件	0件
職員処遇	休日・時間外労働	1件	0件
	健康診断	1件	5件
	職員研修	0件	3件
防火管理	避難訓練・消火訓練	1件	3件
帳簿の整備	職員に関する帳簿	3件	2件
	財産、収支に関する帳簿	2件	17件
保育の計画及び 自己評価	事業所の自己評価	1件	0件
子どもの健康	医薬品の管理	1件	0件
	与薬	1件	0件
	SIDS対策	1件	0件
食事の提供	食育計画	0件	3件
	調理・搬入の方法	0件	5件
	調理室の衛生管理	0件	4件
その他		0件	28件
合 計		18件	73件

## (2) 主な指摘事項等の詳細と指導内容について

主な指摘事項等の詳細と該当事業者への指導内容については、次のとおりです。

### ア 施設設備の基準

藤沢市家庭的保育事業の認可に係る審査基準（以下「家庭的認可基準」という。）に定める施設設備の基準を満たしていない事業所がありました。

速やかに基準を満たすよう指導しました。

### イ 認可変更の手続き

児童福祉法施行規則第36条の3第4項に定める建物その他の設備の規模及び構造並びにその図面を変更する際の届出を行っていない事業所がありました。

速やかに届出を行うとともに、今後、同様の変更を行う場合には、同項の規定により事前の届出を徹底するよう指導しました。

### ウ 施設・設備の安全管理

基準条例第5条第6項に定める利用乳幼児に対する危害防止への配慮について、施設・設備の事故防止措置等が不十分な事業所がありました。

速やかに十分な事故防止措置等を行うよう指導するとともに、昨年度から引き続き指摘を受けた事業所については、安全管理表の項目や事業所内の管理体制の見直しを行うよう指導しました。

### エ 職員配置（勤務）

基準条例第29条第2項に定める職員配置の基準について、無作為に抽出した日の一定の時間に勤務する保育士等の数が、利用乳幼児の数に応じた必要数を満たしていない事業所がありました。

保育時間中は、全ての時間帯で配置基準を満たすよう指導しました。

### オ 休日・時間外労働

藤沢市小規模保育事業の認可に係る審査基準（以下「小規模認可基準」という。）第3条第4号に定める事業者の社会的信望に関して、労働基準法第36条に定める労使協定を更新せずに職員に時間外労働をさせている事業所がありました。

速やかに労使協定及び届出等を適切に行うよう指導しました。

### カ 健康診断（職員）

労働安全衛生法第66条に定める職員の健康診断について、労働安全衛生規則第44条に規定するとおり1年以内ごとに1回実施していない事業所がありました。

職員の定期健康診断については、該当する職員が前回の受診日から13カ月以内に漏れなく受診できるよう事業所で計画及び進捗管理を行うよう指導しました。

## キ 職員研修

基準条例第9条第2項に定める職員の研修機会の確保について、研修の実施及び職員間の共有が不十分な事業所がありました。また、職員の研修計画を作成していない事業所がありました。

職員研修については、事業所における保育の課題や各職員のキャリアパス等も見据えて、初任者から管理職員までの職位や職務内容等を踏まえた体系的な研修計画を作成し、計画に基づいて研修の実施及び研修結果の職員間における共有を行うよう指導しました。

## ク 避難訓練・消火訓練

基準条例第7条に定める消火訓練の実施が不十分な事業所がありました。

避難訓練及び消火訓練については、それぞれ月1回以上実施し、特に消火訓練については、必ず模擬消火訓練を行うとともに、訓練の実施状況について記録を行うよう指導しました。

## ケ 職員に関する帳簿

基準条例第19条に定める職員の状況を明らかにする帳簿に不備がある事業所がありました。

児童福祉法施行令第17条に定める保育士登録証の記載事項の変更に伴う書換え交付申請について、職員の氏名変更があった際は適切に手続きを行うよう指導しました。また、労働基準法108条に定める賃金台帳の調製について、賃金計算の基礎となる事項及び賃金の額その他厚生労働省令で定める事項を賃金支払の都度遅滞なく記入するよう指導しました。

## コ 財産、収支に関する帳簿

基準条例第19条に定める財産、収支に関する帳簿について、事業所を運営する法人単位の財務諸表（収支予算書、損益計算書、貸借対照表、株主資本等変動計算書、キャッシュフロー計算書等）しか作成せず、事業所単位の財務諸表を作成していない事業所がありました。また、経理規程、徴収金台帳、及び小口現金出納帳を作成していない事業所がありました。

財産、収支に関する帳簿は、事業所ごとに適切に作成するよう指導しました。また、社会福祉法人会計基準等に基づく経理規程を作成するよう指導しました。

## サ 事業所の自己評価

保育所保育指針（厚生労働省：平成30年4月改正）に定める事業所による保育内容等の自己評価を実施していない事業所がありました。

事業所の自己評価は、保育の計画の展開や保育士等の自己評価結果を踏まえ、年1回以上実施するよう指導しました。

## シ 医薬品の管理

基準条例第14条第3項に定める医薬品の管理が不十分な事業所がありました。

医師による指示書及び保護者による依頼書に基づいて預かった医薬品は、利用乳幼児の手の届かないところで保管するよう指導しました。

## ス 与薬

保育所保育指針に定める与薬の方法が不適切な事業所がありました。

保護者から薬を預かる場合は、必ず医師による指示書及び保護者からの依頼書を徴取するよう指導しました。

## セ SIDS対策

保育所保育指針に定める睡眠時確認の実施が不十分な事業所がありました。

2歳児クラスは、睡眠時確認を進級後2カ月以上実施するよう指導しました。

## ソ 食育計画

保育所保育指針に定める食育計画の実践についての評価を実施していない事業所がありました。

食育計画の評価は、年1回以上実施し、評価及び改善の実施状況を記録するよう指導しました。

## タ 調理・搬入の方法

大量調理施設衛生管理マニュアル（厚生労働省：平成29年6月改正、以下「大量調理マニュアル」という。）に定める給食提供における食材の仕入れ・納入時の点検についての記録を実施していない、又は食品受払簿を作成していない事業所がありました。

食材の仕入れ・納入の際は、調理員又は施設長が立ち会い、消費期限、鮮度、包装、品温、及び異物等について点検を行い、仕入れ元、品名、及び数量等と併せて記録し、給食に用いる食材の仕入れ及び使用について、食品受払簿等を作成し、数量の管理を行おう指導しました。

## チ 調理の衛生管理

大量調理マニュアルに定める調理室の害虫等の駆除を実施していない、又は給食調理に用いる水道水の検査が不十分な事業所がありました。

調理室の害虫等の駆除を半年に1回以上実施し、貯水槽を設置している場合は、遊離残留塩素が0.1mg/l以上であることを始業前及び調理作業終了後に毎日検査し、記録するよう指導しました。

## ツ その他

上記の主な指摘事項以外で、法令等に対する軽微な違反として1～2か所の事業所に対して口頭指摘を行った項目は、表3のとおりです。

法令等に則って保育及び事業所運営を行うよう指導しました。

表3 その他の指摘事項

項目	件数	内容
施設の安全・衛生管理	2件	・施設設備の衛生管理
職員処遇	6件	・就業規則 ・給与規定 ・社会保険 ・労働条件 ・衛生推進者
防火管理	1件	・広域避難場所
帳簿の整備	2件	・利用乳幼児に関する帳簿
秘密保持	2件	・守秘義務
保育の計画及び自己評価	3件	・指導計画 ・保育士等の自己評価
子どもの健康	5件	・保健計画 ・健康診断 ・感染症対策・予防接種
子どもの安全	2件	・事故防止
保護者・関係機関との連携	3件	・保護者 ・地域社会
食事の提供	2件	・献立 ・食物アレルギー
合計	28件	

### (3) 全体の評価と課題

最後に、家庭的保育事業等における保育の質の向上、及び事業運営の更なる適正化を図るため、本年度の指導監査の実施状況を踏まえ、指摘事項となった事由について、その要因の分析及び課題の整理を行います。

本年度の指導監査は、昨年度に引き続き全ての家庭的保育事業等を対象に、保育士を含む市職員が実際に事業所を訪問し、1事業所につき2～3時間程度、施設設備や書類の点検、及び事業者からの聴き取り等を行い、日々の保育や事業運営の状況把握及び要改善事項に対する指導を行いました。

子ども・子育て支援新制度の施行から4年目となった本年度の家庭的保育事業等指導監査の実施にあたっては、実施体制について次の2点の変更を行いました。

1点目として、指導監査基準の中で、やや煩雑で理解しづらい部分のあった「職員配置」及び「会計・経理」に関して、基準の整理、及び事業者への周知を行いました。

特に「会計・経理」については、従前から作成している財務諸表に加え、日々の入出金に関する帳簿について、「必ず作成するもの」と「作成が望ましいもの」に整理を行うとともに、会計期間終了後に市へ提出する書類についても整理し、改めて周知を行いました。

2点目として、事業所ごとに衛生管理や栄養管理等の実施状況に差がみられた「給食提供」に関して、国が定める大量調理マニュアルや保育所における食事の提供ガイドライン（厚生労働省：平成24年3月改訂）等に基づく指導を徹底しました。

本市の家庭的保育事業等における「給食提供」については、いわゆる認可保育所や公立保育園と比較して調理設備や専門人材の配置等において必ずしも充実した環境とはいえない側面がありますが、調理室における害虫等の生息調査及び駆除や給食調理に用いる水道水の検査、食材の仕入れ・納入時における点検等の衛生管理、及び日本人の食事摂取基準（2015年版）（厚生労働省：平成26年3月）に基づく栄養管理など、認可・公立園と同水準の「給食提供」を実施できるよう指導を行いました。

上記の変更を踏まえて実施した本年度の指導監査における指摘件数については、文書指摘が18件、口頭指摘が73件で、合計91件となりました。昨年度は文書指摘が12件、口頭指摘が82件で、合計94件であり、本年度新たに1つの小規模保育事業所が開園していることを考慮しても、昨年度からの文書及び口頭指摘の合計件数の推移としては「微減」という結果でした。

この指摘件数の推移については、昨年度の指摘事項の多くが本年度の指導監査実施時点において改善されていた一方で、前述のとおり「会計・経理」、及び「給食提供」に関して基準の整理や指導強化を行ったことにより新たな観点の指摘があったことで、結果として全体の指摘件数に大きな変化が無かったものと捉えています。

なお、文書指摘の件数が昨年度12件から本年度18件に増加したことについては、昨年度に指導監査の体制強化を図り、一昨年と比較して大幅増の82件の口頭指摘を行っていた中で、前回の指摘事由とは異なるが、前回と同一の指導監査項目において口頭指摘の対象事由があった場合に、これを文書指摘としたため、純粋に文書指摘に相当する事由は減少したものの、同一項目における口頭指摘相当の事由の連続による文書指摘が増加したことが要因と捉えています。

これについては、昨年度から実施している基幹保育所地域支援保育士及び家庭的保育支援者による口頭指摘事項に係る継続的な指導について、次年度からは実際に指導監査を行った担当による改善状況の把握及び未改善事項に対する改善方法の指導を追加的に実施することで、法令等に対する軽微な違反である口頭指摘について、確実な改善を図っていきます。

また、実施要綱の改正、及び藤沢市家庭的保育事業等指導監査結果等の公開に係る実施要領（以下「公開要領」という。）の制定を行い、次年度以降に実施する指導監査の結果については、文書指摘事項があった場合、当該指摘事項の内容と事業所名等

と併せて公開することとし、これにより事業者による積極的な改善を促すものとし  
ます。

次に本年度の指導監査において指摘件数が多かった項目について、各事業所が抱え  
る課題を整理します。

まず、施設設備の安全管理及び衛生管理に関しては、指摘が8件（うち3件が文書  
指摘）あり、昨年度の14件（うち1件が文書指摘）から減少してはいるものの、依  
然として他の項目よりも指摘が多くなっています。

具体的な指摘内容としては、保育室内に設置された棚の角や窓枠の角が緩衝材で保  
護されていなかったり、トイレ用洗剤や殺菌・消毒薬が子どもの手の届くところに置  
かれていたりといったものが多く、日々、変化していく保育環境の中で、施設設備の  
安全及び衛生に関して常に意識を高く持ち続け、厳しい視点で点検等を実施するよう、  
事業者に対する継続的な安全・衛生の意識啓発が必要であることが窺えます。

また、職員、財産、収支及び利用乳幼児の処遇の状況を明らかにする帳簿に関して  
は、指摘が26件（うち5件が文書指摘）あり、昨年度の28件（うち文書指摘は0  
件）からほぼ横ばいとなっています。

これについては、限られた人員で必要な帳簿を効率的に、かつ遺漏なく整備するこ  
とが各事業所共通の課題となっている状況が窺える結果となっています。

そのほかにも、給食提供に関する指摘が14件（うち文書指摘は0件）あり、昨年  
度の11件（うち2件が文書指摘）からやや増加しました。

これについては、必ずしも栄養士等の専門人材が配置されない家庭的保育事業等  
に対して、市が、給食提供を行う施設として基本的な事項の指導を継続的に行っていく  
必要があることがわかりました。

以上のとおり、本年度の指導監査においては、前年度の指摘事項の大部分について  
改善が図られていた一方で、新たな観点による指摘や、前年度に口頭指摘を受けた項  
目と同じ項目の指摘を連続で受けるケースが多くみられました。

このことから、法令に基づく保育実践及び適切な事業運営の基準を整理し、事業者  
に周知していくことや、定期的実施する指導監査以外にも様々な角度から事業所の  
状況を把握し、必要に応じて基幹保育所地域支援保育士や家庭的保育支援者と連携し  
て指導等を行う機会を増やしていくことが重要であると考えられます。

次年度においては、こういった点を踏まえたより効果的な指導監査を実施し、利用  
する児童及び保護者の安心、安全と事業の適切かつ継続的な運営の確保を図ってまい  
りたいと考えております。

事業者の皆様には引き続き御理解と御協力を賜りますようお願い申し上げます。

以 上